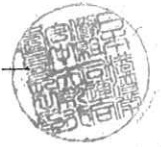
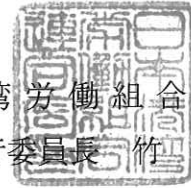


2023年6月2日

各労組・労連・労協 殿

日本港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 竹内



**23 春闘「基本合意」に基づく「検証」活動に関する再指示  
(産別縦指示)**

全国港湾より表記再指示が発信された。

については、全国港湾再指示について下記のとおり本状で以て産別縦指示とする。

記

1. 全国港湾指示について取り組み促進について指示する。
2. 各労組・労連・労協で各地区港湾に加盟している各組織については、各当該地区港湾と連携のうえ対応されたい。
3. 各労組・労連・労協で各地区港湾に加盟していない各組織については、本部と相談のうえ取り組まれたい。
4. 尚、不明な点等あれば本部まで連絡されたい。

以上

[添付:2023年6月2日付全国港湾 22 発第 95 号

「23 春闘『基本合意』に基づく『検証』活動に関する再指示」]

2023年6月2日  
全国港湾 22 発第 95 号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
各地区港湾議長(委員長)



## 23 春闘「基本合意」に基づく「検証」活動に関する再指示

4月26日に開催した第5回中央港湾団交において、(仮)協定書(案)について「基本合意」し、この基本合意の1項-(1)に係って各単組・各地区港湾において、「価格転嫁・料金改定」が実行されているかどうか、いわゆる労働条件改定に係る原資確保の「検証」を取り組むよう指示(公文第82号/4月27日付)した。

5月31日に開催した第3回中闘(第10回中執)は、5月26日に行った基本合意に基づく事務折衝の経過なども検討し、引き続き「検証」の取り組みを強化していくことを再確認し、あらためて、その内部指示の徹底を周知することを確認した。

については、各単組・地区港湾は、下記の通りの取り組みを促進するよう指示します。

### 記

#### 1. 「検証」の取り組みの意義と執行委員会での現状認識について

- (1) 中央執行委員会は、基本合意に基づく、「検証」の取り組みについて、以下の共通認識を図り、今後の取り組みの意思統一を行った。
- (2) 「検証」の意義と取り組みの評価について
  - ① 「検証」の取り組みは、22春闘に続くものであるが、日港協加盟店社(事業者・地区協会)に対して具体的、且つ組織的取り組みとして要求し、原資確保を迫る運動は新たな取り組みであり、積極的に評価し、その前進を図る必要がある。
  - ② こうした取り組みに進むうえで、単組・地区港湾から具体化に当たったの「方法論も含めた問い合わせ」も書記局に寄せられ、試行錯誤しながらの取り組みであることも事実であり、23春闘での賃上げや労働条件改善の成果をより実のあるものとするための取り組みとして、「検証」の取り組みの徹底を図ることが重要である。
  - ③ 「検証」の意義については、公文82号を再確認し、「検証」を進めるうえでの根拠は以下の通りと再確認した。
    - ア、①項で、「日港協並びに元請け各社」は所謂「政府施策」の促進によって個別賃上げ「交渉を後押し」すると明記していること。
    - イ、②項でこの取り組みを「来年度以降も継続する」とし、継続課題と位置付けたこと。

ウ、③項で、日港協会員元請け事業者は日港協が元請事業者に発出した文書について理解を求め、荷主・ユーザーに対応するとし、荷主への対応を求めようとしていること。

エ、上記ウの(仮)協定書の内容を補完するために、口頭で「この(仮)協定書が締結・調印された際には、元請け事業者に対して、この協定書を添付して、同 1-(1)-①・②の趣旨を理解し対応する旨の文書を発出する」と表明したこと。

2. 各単組・地区港湾は、上記 1 をふまえ、下記の取り組みを促進するよう指示します。

- (1) 各単組・各地区港湾は、「基本合意」に基づき、当該の関係労使交渉や地区港湾団交を開催し、適正料金確保、労働環境整備のための必要源資の確保について「検証」の取り組みを行うこと。
- (2) とりわけ、関係元請事業者に対して、荷主に対する適正料金確保の取り組みを推進するよう申し入れ行動などに取り組むこと。
- (3) 各単組は、各地区港湾の取り組みの前進を図る縦指示に取り組むこと。
- (4) 取り組みに当たっては、23 春闘(仮)協定書(押印なし)、公文 82 号(4月 27 日付)、及び、FAX 発信第 95 号(4 月 28 日付/23 春闘(仮)協定に至る焦点と協定内容について)を参考のこと。

3. 取り組みの報告について

- ① 各単組・地区港湾は、上記 2 の取り組み経過と結果について、7 月末を目途に全国港湾書記局に報告すること。
- ② 7 月末としたのは、先の事務折衝において、8 月末を目途に「検証」を行うことを確認しているため、その為の中間的な判断をするための措置です。

以 上